養豚経営安定対策補完事業実施要綱

平成２６年 ３ 月３１日付け２５農畜機第５４６５号
一部改正 平成２７年 ４ 月 １ 日付け２６農畜機第５９２５号
一部改正 平成２８年 ３ 月２９日付け２７農畜機第５５１４号
一部改正 平成２８年 ５ 月 ９ 日付け２８農畜機第 ８６８ 号
一部改正 平成２８年１０月 ７ 日付け２８農畜機第３４７１号
一部改正 平成２８年１０月２１日付け２８農畜機第３６９０号
一部改正 平成２９年 ３ 月２３日付け２８農畜機第６３５５号
一部改正 平成２９年 ８ 月 ９ 日付け２９農畜機第２６９６号
一部改正 平成３０年 ３ 月１６日付け２９農畜機第６６５５号
一部改正 平成３０年 ３ 月２６日付け２９農畜機第６８１２号
一部改正 平成３０年 ５ 月２５日付け３０農畜機第１３０７号
一部改正 平成３０年 ７ 月１６日付け３０農畜機第２３７４号
一部改正 平成３０年 ８ 月 ３ 日付け３０農畜機第２７３６号
一部改正 平成３０年 ９ 月２８日付け３０農畜機第３６７８号
一部改正 平成３０年１０月 ９ 日付け３０農畜機第３８２３号
一部改正 平成３０年１０月３１日付け３０農畜機第４３０２号
一部改正 平成３０年１１月 ９ 日付け３０農畜機第４４５０号
一部改正 平成３１年 ３ 月２９日付け３０農畜機第７７５５号
一部改正 令和 ２ 年 ３ 月３０日付け 元 農畜機第８０１６号
一部改正 令和 ３ 年 ３ 月２２日付け ２ 農畜機第６９３３号
一部改正 令和 ４ 年 ３ 月２２日付け ３ 農畜機第６５９２号
一部改正 令和 ４ 年 ６ 月２２日付け ４ 農畜機第１８１８号
一部改正 令和 ５ 年 ３ 月３０日付け ４ 農畜機第７１９２号
一部改正 令和 ６ 年 ３ 月２９日付け ５ 農畜機第８５８９号
一部改正 令和 ７ 年 ３ 月２８日付け ６ 農畜機第８５４５号

我が国の養豚経営では、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種の三元交雑により生産された肉豚が多く用いられている。

我が国の養豚を発展させていくためには、官民一体となって全国的に改良が進められているこれら３品種の純粋種豚における繁殖性や産肉性等の更なる能力向上とその効率的な利用が重要である。また、インバウンド消費や輸出拡大の主軸にもなりえるバークシャー種やアグー等を用いて生産される特色ある肉豚は、国内の種豚の飼養頭数が少なく効率的に改良を進めることが難しいことから、産子数等のデータに基づく改良体制の強化を図ることが求められる。このため、これ

らの取組とともに家畜人工授精の普及や飼養管理技術の向上等を図る取組を支援することにより、種豚の能力向上並びに生産性の向上及び生産コスト削減を実現し養豚経営の安定化を図る必要がある。

また、仮にアフリカ豚熱等が侵入した場合には、移動制限によって肥育素豚等の出荷が困難になるとともに、遺伝資源が失われるおそれがある。さらに、豚熱のワクチン接種区域から非接種区域へは種豚等を移動することができないことから、今後、非接種区域である北海道において、種豚等の入手が困難になるおそれがある。こうした影響を低減し、肉豚生産や種豚改良が円滑に行われるよう、種豚等の供給拠点の整備等を実施する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、種豚の能力向上への集団的な取組、家畜人工授精や飼養管理技術の向上・習得のための研修会、アフリカ豚熱等のリスク低減等の養豚に係る経営安定対策を補完する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成１４年法律第１２６号）第１０条第２号の規定に基づき補助することとし、もって養豚経営の体質強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成２６年3月３１日付け２５農畜機第５３７６号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第１　事業実施主体等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金交付の手続等については、以下のとおりとする。

１　集団的肉豚能力向上支援事業

公募団体が実施する事業とし、生産者集団等における豚能力向上推進計画に基づく純粋種豚等の導入、純粋種豚の能力向上に寄与するための一代雑種雌豚の導入及び特色ある肉豚の生産性向上に資する種豚（ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種を除く）の導入に要する経費の一部について補助する事業であり、別添１のとおりとする。

２　生産性向上支援事業

公募団体が実施する事業とし、肉豚等の生産性向上や生産コスト削減を図るため、豚の家畜人工授精に必要な知識の取得、飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催、研修会修了者の現地指導及び先進的な経営改善の取組

の普及を図る活動に要する経費の一部について補助する事業であり、別添２のとおりとする。

３　アフリカ豚熱等リスク低減対策事業

（１）凍結精液等の新たな供給機能の付加

一般社団法人日本養豚協会が実施する事業とし、貴重な遺伝資源を保存・供給するため、新たに凍結精液等の保存や供給を行うための機器の導入等に要する経費の一部について補助する事業であり、別添３の１のとおりとする。

（２）種豚及び精液等の新たな供給拠点の整備

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、中小企業等協同組合等が実施する事業とし、豚熱ワクチン接種に伴い生じる接種区域外における種豚や精液等の不足を低減し肉豚生産が円滑に行われるよう、種豚や精液等の出荷が危ぶまれる種豚業者等のため、新たな種豚・精液等の供給拠点の整備等に要する経費の一部について補助する事業であり、別添３の２のとおりとする。

（３）接種区域外へ移動させることが出来なくなった肥育素豚の追加的な飼養

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、中小企業等協同組合等が実施する事業とし、接種区域外へ肥育素豚を移動させることが出来なくなった接種区域内の肥育素豚の生産農場において、滞留した肥育素豚を一時的に飼養するために必要となる簡易豚舎の設置等に要する経費の一部について補助する事業であり、別添３の３のとおりとする。

第２　その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附　則（平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５４６５号）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年４月１日付け２６農畜機第５９２５号）

１　この要綱の改正は、平成２７年４月１日から施行する。

２　平成２６年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成２８年３月２９日付け２７農畜機第５５１４号）

１　この要綱の改正は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２６年度及び平成２７年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。ただし、平成２６年度及び平成２７年度に終了した事業に係る補助対象の純粋種豚の導入後の取扱い及び導入種豚の管理状況等の報告については、この要綱第３の３の（７）及び第７の１の規定を適用するものとする。

附　則（平成２８年５月９日付け２８農畜機第８６８号）

１　この要綱の改正は、平成２８年５月９日から施行し、平成２８年４月１４日から適用するものとする。

２　この要綱の改正後の第２の３について、平成２８年４月１４日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成２８年１０月７日付け２８農畜機第３４７１号）

１　この要綱の改正は、平成２８年１０月７日から施行し、平成２８年８月１６日から適用するものとする。

２　この要綱の改正以前に実施した第２の３の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

３　この要綱の改正後の第２の３の事業のうち平成２８年台風第７号等に係る事業について、平成２８年８月１６日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成２８年１０月２１日付け２８農畜機第３６９０号）

１　この要綱の改正は、平成２８年１０月２１日から施行し、平成２８年９月１７日から適用するものとする。

２　この要綱の改正以前に実施した第２の３の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

３　この要綱の改正後の第２の３の事業のうち平成２８年台風第１６号による被災に係る事業について、平成２８年９月１７日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成２９年３月２３日付け２８農畜機第６３５５号）

１　この要綱の改正は、平成２９年４月１日から施行する。

２　平成２８年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成２９年８月９日付け２９農畜機第２６９６号）

１　この要綱の改正は、平成２９年８月９日から施行し、平成２９年６月７日から適用するものとする。

２　この要綱の改正以前に実施した第２の３の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

３　この要綱の改正後の第２の３の事業のうち平成２９年梅雨期豪雨による被害に係る事業について、平成２９年６月７日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成３０年３月１６日付け２９農畜機第６６５５号）

１　この要綱の改正は、平成３０年３月１６日から施行し、平成２９年１１月１日から適用するものとする。

２　この要綱の改正以前に実施した第２の３の事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

３　この要綱の改正後の第２の３の事業のうち平成２９年度大雪による被害に係る事業について、平成２９年１１月１日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成３０年３月２６日付け２９農畜機第６８１２号）

１　この要綱の改正は、平成３０年４月１日から施行するものとする。

２　平成２９年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成３０年５月２５日付け３０農畜機第１３０７号）

１　この要綱の改正は、平成３０年５月２５日から施行し、平成２９年１１月１日から適用するものとする。

２　この要綱の改正後の第２の３の事業について、平成２９年１１月１日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成３０年７月１６日付け３０農畜機第２３７４号）

この要綱の改正は、平成３０年７月１６日から施行し、平成３０年梅雨期豪雨による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を

対象に適用するものとする。

附　則（平成３０年８月３日付け３０農畜機第２７３６号）

１　この要綱の改正は、平成３０年８月３日から施行し、平成３０年５月２０日から適用するものとする。

２　平成３０年７月１６日付け３０農畜機第２３７４号によるこの要綱の改正の附則の「平成３０年梅雨期豪雨」は、「平成３０年梅雨前線豪雨等」と読み替えるものとする。

３　平成３０年７月１６日付け３０農畜機第２３７４号によるこの要綱の改正の適用期日は、１と同様とする。

４　この要綱の改正後の第２の３の事業のうち平成３０年梅雨前線豪雨等による被害に係る事業について、平成３０年５月２０日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成３０年９月２８日付け３０農畜機第３６７８号）

この要綱の改正は、平成３０年９月２８日から施行し、平成３０年北海道胆振東部地震又は平成３０年台風第２１号による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を対象に適用するものとする。

附　則（平成３０年１０月９日付け３０農畜機第３８２３号）

１　この要綱の改正は、平成３０年１０月９日から施行し、平成３０年９月３日から適用するものとする。

２　平成３０年９月２８日付け３０農畜機第３６７８号によるこの要綱の改正の適用期日は、１と同様とする。

３　この要綱の改正後の第２の３の事業のうち平成３０年北海道胆振東部地震及び平成３０年台風第２１号による被害に係る事業について、平成３０年９月３日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は

着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成３０年１０月３１日付け３０農畜機第４３０２号）

１　この要綱の改正は、平成３０年１０月３１日から施行し、平成３０年９月２８日から適用するものとする。

２　この要綱の改正後の第２の３の事業のうち平成３０年台風第２４号による被害に係る事業について、平成３０年９月２８日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附　則（平成３０年１１月９日付け３０農畜機第４４５０号）

この要綱の改正は、平成３０年１１月９日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日付け３０農畜機第７７５５号）

１　この要綱の改正は、平成３１年４月１日から施行するものとする。

２　平成３０年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和２年３月３０日付け元農畜機第８０１６号）

１　この要綱の改正は、令和２年４月１日から施行するものとする。

２　令和元年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和３年３月２２日付け２農畜機第６９３３号）

１　この要綱の改正は、令和３年４月１日から施行する。

２　令和２年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和４年３月２２日付け３農畜機第６５９２号）

１　この要綱の改正は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和３年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和４年６月２２日付け４農畜機第１８１８号）

この要綱の改正は、令和４年６月２２日から施行し、令和４年６月１日から適用するものとする。

附　則（令和５年３月３０日付け４農畜機第７１９２号）

１　この要綱の改正は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和４年度までに終了した以下の事業については、なお従前の例によるものとする。

（１）養豚経営安定対策補完事業（平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５４６５号）

（２）種豚等流通円滑化推進緊急対策事業（令和２年１月１４日付け元農畜機第５９６２号）

（３）野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業（令和３年３月２９日付け２農畜機第６９４０号）

３　野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業の規定に基づき交付決定を受け導入した経口ワクチンのうち、令和４年度末に残存する経口ワクチンについては、実施要綱別添４の第２の１により導入した経口ワクチンとみなすものとする。

附　則（令和６年３月２９日付け５農畜機第８５８９号）

１　この要綱の改正は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和５年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和７年３月２８日付け６農畜機第８５４５号）

１　この要綱の改正は、令和７年４月１日から施行する。

２　令和６年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。